

《編集・発行》

相模原市農業委員会
相模原市中央区中央2丁目11番15号
Tel 042-769-8292 (直通)

農業のうごき



阿部会長(右から4人目)から本村市長へ意見書を提出。



令和7年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見を提出

10月24日に「令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を、農業委員会阿部会長から本村市長へ手渡しました。

この意見は、農業者の皆様から農業委員や農地利用最適化推進委員へ寄せられた意見をまとめたもので、農地等の利用の最適化の推進をより効率的・効果的に図っていくため、「都市農業の推進について」「遊休農地の発生防止・解消について」「担い手への農地利用の集積・集約化について」「新規参入の促進について」の4項目について取りまとめました。

相模原市農地利用最適化推進委員の募集について

市農業委員会では、次のとおり次期農地利用最適化推進委員(任期:令和7年4月中旬から令和10年3月31日)を募集します。募集案内と申込書は、農業委員会事務局・同津久井事務所、各行政資料コーナー・まちづくりセンター(橋本・中央6地区・大野南を除く)・出張所・公民館、相模原市農協及び神奈川つくい農協の各支店で配布します。また、市ホームページにも募集案内及び申込書を掲載します。

応募要件や応募方法について詳しくは募集案内をご覧ください。

募集期間:令和7年2月3日(月)から2月28日(金)(必着)まで
募集人数:20人

- 職務内容:担当区域における農地のパトロールや農地のあっせん、新規就農者への支援等の現場活動を行うとともに、月に1回程度、農業委員会の連絡会等に出席し、現場活動の報告等を行います。
- 応募資格:農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に熱意と識見を有する者
- 応募方法:自らの応募又は他薦で、所定の申込書を直接又は郵送で農業委員会事務局へ提出してください。
※直接お持ちいただく場合は同津久井事務所(津久井総合事務所本館3階)も受付可能です。
- 選考方法:選考委員会による書類審査等の選考(農業委員会総会での決定)
- 身分等:任期を令和7年4月中旬から令和10年3月31日までとする相模原市非常勤特別職職員、報酬額(月額)40,000円

お問い合わせ先 農業委員会事務局 中央区中央2-11-15 市役所本館5階 電話 042-769-8292

令和6年度 公益社団法人神奈川県農業会議会長表彰 農業委員会 菱山副会長が表彰されました

11月6日に横浜市市民文化会館関内ホールにおいて「令和6年度公益社団法人神奈川県農業会議会長表彰」が行われ、農業委員として24年にわたり本市の農業振興に貢献された功労を称えられ、菱山副会長が表彰されました。



令和6年度神奈川県農業委員会活動推進大会が開催されました



第1号議案を説明する阿部会長

11月6日に、横浜市市民文化会館関内ホールにて、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員が出席した大会が開催され、大会決議の結果、第1号議案から第3号議案については、全て承認されました。

- 第1号議案 「地域計画策定・更新と実現に向けた支援に関する要望」
- 第2号議案 「農地の総量確保と適正利用の確立等に関する要望」
- 第3号議案 「農業委員会の活動推進強化に関する申し合わせ」

市制施行70周年記念『第60回相模原市農業まつり』が開催されました

市制施行70周年記念『第60回相模原市農業まつり』が開催され、たくさんの方々が地場農産物やその加工品の販売、イベントなどを楽しみました。農業委員会のブースでは、活動紹介や啓発活動を行いました(詳細は下段記事で紹介します)。

また、ステージでは市内農畜産物を品評する「農畜産物共進会」の表彰式も開催されました。

【農畜産物共進会 優秀賞受賞者一覧】

区分	部門	受賞者名(敬称略)	区分	部門	受賞者名(敬称略)
立毛	施設トマトの部	小俣 章洋	生産物	施設トマトの部	内田 一裕
	梨の部	春山 秀男		施設キュウリの部	内田 空
	ぶどうの部	小野澤 広大		梨の部	春山 秀男
	露地ナスの部	佐藤 晴信		ぶどうの部	小野澤 広大
	ブルーベリー部の部	小川 達也		柿の部	柿澤 光一
	露地トマトの部	中里 シツエ		シクラメンの部	八木 雄一郎
	露地キュウリの部	佐藤 晴信		パンジーの部	嶋崎 留実子
	柿の部	柿澤 貞夫		ブルーベリーの部	小川 旬子
坪掘り	やまといもの部	片野 明秀	畜産物	キウイフルーツの部	佐藤 光央
		佐藤 宏一		優等 乳牛の部(育成牛)	神奈川県立相原高等学校
	甘藷の部	小俣 義博		優等 乳牛の部(経産牛)	田所 泰貴
				優等 鶏卵の部	株式会社コトブキ園

※生産物津久井在来大豆の部は令和7年2月に開催予定です。受賞者が決まりましたら改めてお知らせします。

市内のイベントで農業委員会の活動をPRしました!

11月10日に開催された市制施行70周年記念『第60回相模原市農業まつり』と、11月16日に開催された創立65周年記念『第36回JAまつり』にて、パネルの展示による農業委員会の活動紹介や地産地消などを題材に本市の農業にまつわるクイズを実施しました。

両日合わせて多くの方に農業委員会のブースに展示したパネルをご覧いただき、農業クイズの回答者約380名の方には、農業委員会オリジナルのエコバックをプレゼントしました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

これからも相模原市の農業と農業委員会の活動にご協力をお願いいたします。



農業委員会ブースの様子(農業まつり)

農林業センサスへのご協力をお願いします

令和7年2月1日を調査期日として、2025年農林業センサスが実施されます。農林業センサスは、全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいべき調査です。令和7年1月中旬頃頃から、農林業を営んでいる皆様のもとに、調査員が調査票ご記入等のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。



令和7年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見の概要

※意見の全文については市ホームページをご覧ください。

1 都市農業の推進について

- 地産地消の推進による販路拡大について

地場農産物等のブランド化や販路拡大の強化、子ども達が食への理解・関心を深め、農業の大切さを学べる取組の継続・拡充、小規模農家の販路確保への支援策などを進めること。
- 農作物の盗難被害への対応強化と抑止について

市内全域の農地において盗難被害が多発していることから、盗難や不法侵入の多い地域への立て看板や防犯カメラの設置等、抑止を図るための取組を推進すること。
- 農業生産コストの増加等への対応について

国・県の様々な施策について情報収集を行い、引き続き継続的な支援を要望すること。また、市として、農業生産コストの増加に対応する給付金の支給をはじめ、継続的な支援に取り組むこと。
- 総合的な相談体制の充実について

新規就農や農地のあっせんなど農業者の様々な相談や手続きについて、農業委員会・農協等の関係機関と綿密な連携を図るとともに、相談会の開催やホームページの充実など、相談しやすい体制づくりや分かりやすい情報発信に取り組むこと。

2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地については、農業者の高齢化や担い手不足等のほか、鳥獣被害による営農意欲の減退など様々な要因により発生している。その解消を図るため、次の施策を行うこと。

- 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を支援し、農業後継者のサポート体制の構築や、相続等により農業を継続できない場合に農地のあっせんなどを行う相談体制づくりについて検討すること。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退に繋がるため、津久井地域だけでなく旧市域も含めて対策を充実させること。電気柵設置補助金の予算拡充、箱ワナ等で捕獲した小型鳥獣の処分に係る支援に取り組むこと。また、全国での先進的な取組事例を調査し、各地域の状況に応じた実効性の高い鳥獣被害対策を講じること。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

農地の有効利用を図り、担い手の確保と農業経営の規模拡大及び農地の集団化を進めるため、次の施策を行うこと。

- 「相模原農業振興地域整備計画」の農用地利用計画に掲げられた農道の補修・整備、用水路の整備について取組を進め、特に大島諏訪森下地域の水田地帯、大沢地区、小倉地区、金原地区の農用地については重点的に進めること。
- 市で調査した地下水及び道保川で有機フッ素化合物(PFAS)が指針値(暫定)を超えて検出されており、今後も定期的に状況を確認するとともに、周辺の農業者等への情報提供を行うこと。
- 本年度に策定予定の「地域計画」については、農業者の意向を踏まえながら随時見直し、関係機関との協議により役割分担を明確にし、連携しながら進めること。

4 新規参入の促進について

農業者の高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって農業を支えていく新規参入者に対する総合的な支援として、次の施策を行うこと。

- 農協やかながわ農業アカデミー等と連携し新規参入者を増やすための取組を推進すること。また、かながわ農業アカデミーと市内農業者の研修生の受入れ実績などの情報共有を図ること。
- 新規参入希望者に対して、就農前の研修に係る補助・支援制度等の情報を周知すること。
- 新規就農後の補助・支援制度を取りまとめ、市ホームページ等を充実させ周知すること。また、50歳未満の新規就農者に限定されている補助制度について、50歳以上の新規就農者や農業後継者なども交付対象とするよう、国・県に対して要望すること。